

# 山川健次郎の胸像を迎えて

理事・副学長 佐藤 慎一(大学院人文社会系研究科アジア文化研究専攻 教授)

東京大学本部棟の最上階にある大会議室の壁には、初代総長の渡辺洪基から第27代総長の佐々木毅に至る歴代総長の写真額が、あたかも国技館の優勝額のように部屋を取り囲む形で掲げられているが、額の総数は25しかない。総長の数に比して額の数が2つ足りないのは、2度にわたって総長職を務めた人物が2人いるからで、1人は三四郎池の傍らに巨大な坐像のある浜尾新(第3代と第8代)、いま1人が、理学部がこのたび胸像の寄贈を受けた山川健次郎(第6代と第9代)である。山川の総長在任期間は、最初が1901年6月から05年12月まで、2回目が1913年5月から20年9月までで、合計11年11ヶ月に及ぶ。これは歴代総長の最長在任期間だが、2回の在任期間の両方で大学の自治や学問の自由に関わる重大な事件が起こり、山川総長の名を東京大学の歴史に刻することとなった。



理学部1号館前に設置された山川健次郎元総長の胸像

最初の在任期間中に起こった事件は、いわゆる戸水事件である。戸水寛人は法学部(当時の呼称に従えば法科大学。以下同様)教授で、日露戦争開戦前に対露強硬策を主張した7博士の1人として知られている。この戸水が日露戦争終結の過程で過激な講和条件案を主張して世論を扇動し、社会への影響を懸念した文部省が1905年8月24日、文官分限令に基づく休職処分を発令した。これに対して法学部教官団は、大学教授がその発言の是非を文部省に審査され教壇を追われるようなことがまかり通れば、大学の自治と学問の自由は根底から覆されると反発し、処分の撤回と戸水の復職を求めた。大学の自治を争点とする紛争が起こったのは、東大史上これが最初である。

山川総長は責任をとって8月31日付けで久保田文部大臣宛に辞表を提出するいっぽう、10月2日付けで戸水を法学部講師に任命して教育研究を継続させる

措置をとり、事件は沈静化の方向に向かっていった。だが、12月2日に至って文部大臣が山川の辞表を受理し、農学部教授の松井直吉を第7代総長に任命したことで、紛争は8月段階をはるかに上回る規模で再燃した。法学部だけでなく全学の教官が教授総会を開催して立ち上がり、事件を大学の自治と学問の自由に対する侵害と意味づけ、

文部大臣に抗議するとともに、山川総長の復職を求めた。法学部の主要教授が辞表を提出したほか、全学の200名近い教授・助教授が辞表提出を決意し、東京大学はまさに自壊寸前の状態に陥ったのである。

多くの東大教授が自らの職を賭してまで山川総長の復職を求めた背景には、山川総長に対する深い敬愛の念も働いていた。馬場錬成「物理学校—近代史のなかの理科学生」(中公新書ラクレ、2006)は、1881年に東京物理学校(現在の東京理科大学)を創設して日本に物理学を普及させようとした若い東大理学部卒業生たちの活動を描く好著だが、徒手空拳の彼らを温かく励まし、東大所蔵の実験器具を貸し出すなど陰に陽に支援したのが、当時の東大理学部でただ1人の日本人教授である山川健次郎だった。山川は元会津藩白虎隊士で、「生涯、芸者を侍らせるような宴席は敬遠したと言われるように、清廉潔白で高潔な人格は周囲から一目も二目も置かれており、その高潔さは少年時代に目にした会津落城の悲劇を忘れまいとする自戒の念と武士道を体現した人生からくるものであった」(同書91頁)と評されるように、自己には厳しく他者には寛容なリーダーであり、そうであるが故に、山川が辞表を書かざるを得ない状況を作り出した文部省に対して、多くの東大教授が怒りを禁じ得なかったのであろう。

多くの東大教授が辞表を提出したことが強い圧力となり、第7代総長松井直吉は10日間在職しただけで12月12日に辞職し、同月14日には久保田文部大臣も辞職し、翌年1月19日には戸水の教授復職も実現した。だが、多くの期待

に反して、山川の復職は起こらなかった。山川が固辞したからである。復職は、彼の美意識からしてあり得ない選択だったのだろう。

山川が再び東大総長に就任したのは1913年5月のことだが、同時に沢柳政太郎が京都帝国大学総長に就任した。沢柳は生粋の文部官僚だが、前任の東北帝国大学で女子学生の入学を認めるなど、大学改革に熱心で有能な人物だった。その沢柳が着任早々、大学教員の質向上を目指して老朽と目された教授7名を一挙に罷免し、これに反発する教授団との間に長期にわたる紛争が起こった。世にいう沢柳事件である。

沢柳批判の急先鋒に立ったのは法学部教授会で、彼らが問題としたのは教授会の自治と学問の自由の関係であった。すなわち、ある研究者が大学教授に適当であるか否かを実質的に審査できるのは専門を同じくする教授会であって、法制度の上で教授の人事権は文部大臣に属するとしても、教授の任免に際しては教授会の意向が最優先されねばならず、そのような人事の仕組みが機能することこそ学問の自由にとって不可欠の基礎条件であるというのが、彼らの主張であった。その基準に照らすとき、沢柳総長が教授会の議を経ることなしに7名の教授を退任させたことは、教授会自治の慣行に反し学問の自由を脅かす行為に他ならなかったのである。沢柳と法学部の話し合いは難航し、1914年1月14日、法学部教授会は全員が辞表を提出するに至った。

京大法学部存亡の危機に、東大法学部の長老教授であった穂積陳重と富井政章が調停に入り、「教授の任免については、総長が職権の運用上教授会と協定するは差しつかえなく、かつ妥当なり」という合意文書をまとめあげた。一見曖昧なこの合意文書が意味するのは、教授会の同意なしに教授の任免を行うことはできないということで、この文書こそが、戦前の日本において教授会自治を支える唯一

の保証となったのである。

沢柳は4月末に総長を辞任し、代わって京大総長に任命されたのが山川健次郎だった。衆目の一致するところ、紛争で混乱した京大の再建を託すに足る最善の人物は山川だったのである。東大総長と京大総長を兼ねることとなった山川は、激務の10ヵ月を送った後、再建の目処の立ったところで京大総長を辞任するが、各学部教授会の意見を十分に徴したうえで医学部長だった荒木寅三郎を後任の総長として文部大臣に推挙し、それに基づいて荒木京大総長が実現した。これが、国立大学における総長公選の事実上の開始である。

東京大学に総長公選制度を導入したのも山川総長であった。1910年代後半は、高等教育に対する社会的需要の拡大に呼応して、それまでは4つの帝国大学しか認めなかった大学制度を私立大学や単科大学に拡大するなど大規模な改革が実施された時代だが、こうした流れを踏まえて山川は1918年3月、学内に帝国大学調査委員会を設置し、東大自身の制度改革案を策定した。同委員会が策定した改革案は、教授停年制度の導入など多岐にわたるが、とくに重要な改革項目は総長

公選制度の導入であった。憲法上、総長の任命は天皇の大権に属する事項であり、天皇を補佐する立場の文部大臣が具体的な人事権を握っていたが、この改革案は、文部大臣に対して、東大が教授の直接選挙によって決定した総長候補者をそのまま総長に任命することを求めるものであった。紆余曲折の末この改革案が認められ、東大は1919年7月に総長候補者選挙内規を制定し、総長公選実施に踏み切る。東大史上最初の公選によって選ばれた総長は、山川健次郎だった。

2004年4月、東京大学を含むすべての国立大学が法人化され、国立大学の在り方は大きく変わった。総長の選考もその一例で、法人化以前は教員の直接選挙によって選考していたが、法人化以後は、法律により、学外者が半数を占める総長選考会議が選考するよう改められた。そのため、教員の投票を廃止した大学もあれば、単なる参考投票に格下げした大学もある。だが、東京大学はさまざまな工夫をこらして、教員による投票の結果が総長選考に確実に反映する仕組みをあくまで堅持している。私たちは、最初の公選総長である山川健次郎の胸像を、胸を張って迎えることができるわけである。



贈呈式後の記念撮影。前列左より、佐藤勝彦教授、岩澤康裕研究科長、服部艶子氏、福田宏明氏、佐藤慎一理事・副学長、後列左より、内田慎一物理学専攻長、松浦充宏副研究科長、酒井英行副研究科長、和達三樹教授、平賀勇吉事務長、宮下精二教授、福田坦子氏、山本智研究科長補佐